

高年齢者活用戦略のための 雇用と賃金処遇制度の見直し方

～70歳までの就業機会実現に向けた継続雇用・定年延長・評価制度の構築～

令和3年4月の改正高年齢者雇用安定法の施行により、70歳までの就業機会の確保が企業の努力義務とされました。将来的には65歳定年制や70歳までの継続雇用の義務化が想定されるなか、高年齢者が意欲高く活躍できる多様で柔軟な働き方を実現する環境整備、賃金・労働条件・処遇制度の構築は、中小企業においても喫緊に対応すべき課題となっています。また、定年再雇用時に多くの企業が取り入れている有期労働契約においても、パート・有期労働法に基づく「同一労働同一賃金」への対応が早急に求められています。

こうした現状を踏まえて、本セミナーでは、高年齢者社員の定年延長・継続雇用の進め方や、時間にとらわれない成果重視の評価制度導入などの賃金・処遇制度の見直し方、企業の成長力を引き出し戦力化するための人材戦略の取り組み方について、企業事例を交えてわかりやすく解説します。

日 時: リアル開催 令和4年 **1月27日(木)** 午後2時～午後4時 定員80名

会場 大阪商工会議所会議室 (大阪市中央区本町橋 2-8)

オンライン開催 (YouTube) 令和4年 **2月24日(木)** 午前10時～**25日(金)**午後4時 定員40名

※オンライン開催ではリアル開催(1月27日)のセミナーを録画し、配信します

受講料: 無料

対 象: 主な対象は大阪府内の中小企業・小規模事業者等

内 容: 第1部 講義「高年齢者活用戦略のための雇用と賃金処遇制度の見直し方」

1. 高年齢労働者を取り巻く環境と法律への対応
 - ・改正法「70歳までの就業確保の努力義務」の概要
 - ・同一労働同一賃金からみた定年再雇用時処遇の注意点
 - ・高年齢者へのジョブ型雇用の導入
2. 定年前後から65歳超までモチベーション向上の評価と賃金制度
 - ・高年齢者の評価制度と内容設定
 - ・高年齢者の賃金制度の作成・運用方法
 - ・65歳超継続雇用・定年引上げ等、生涯現役社会への課題と対応

講師: 大阪府社会保険労務士会所属 社会保険労務士 杉原 彰氏

第2部 事例紹介「中小企業でもできる！パート雇用から始める高年齢者活用策」

講師: 株式会社ドリームキャッチャー 取締役経営企画室長 水口 衣舞氏

申込方法 1月20日(木)までに、ファックスでお申し込みください。お申し込みは1社1名様までとさせていただきます。なお、リアル開催・オンライン開催のいずれかのお申し込みにてお願いします。リアル開催が定員に達した場合、オンライン開催をご案内させていただきます。事務局からご連絡いたしますので予めご了承ください。リアル開催参加の方は開催1週間前頃に受講票を、オンライン開催参加の方は配信3日前頃にオンラインでの聴講方法などのご案内を原則メールにてお送りさせていただきます。

お願い 本事業は大阪府の小規模事業経営支援事業費補助金の一部を受けて実施します。参加者には受講アンケートのご提出をお願いします。

問合せ 大阪商工会議所 中小企業振興部 経営相談室 TEL.06-6944-6471・6451

申込書

FAX. 06-6944-6565

大阪商工会議所 中小企業振興部 経営相談室 行

フリガナ				フリガナ				会員番号	
氏 名				会社名					
住 所	(〒 -)								
電 話		FAX		資本金		従業員数			
Eメール アドレス	受講票を送りますので、大文字や小文字の区別やアンダーバー等、わかりやすくご記載ください。								
受講形態 いずれかに	☐ リアル開催 1/27 ☐ オンライン開催(YouTube) 2/24～25 必ずEメールアドレスをご記入ください								

※ご記入頂いた情報は、大阪商工会議所（データ管理責任者）および共催者（大阪府社会保険労務士会）間で共同利用し、本事業の事務業務に利用するとともに、大阪商工会議所および共催者からの各種連絡・情報提供（eメールによる事業案内含む）に利用します。また大阪府（事業費補助金交付元）、講師へ参加者名簿として提供します。これらについては申込者ご本人に同意いただいたものとして取り扱わせていただきます。